

令和5年葛巻町議会12月定例会議 会議録（第2号）

（輝くふるさと常任委員会）

令和5年12月4日（月）

午前 10 時 開 議

【 開 会 】

【 会議録署名委員の指名 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

日程第1 会議録署名委員の指名

【 議案第31号～第41号・同意第4号～第5号審査 】

日程第2 議案第31号 令和5年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）・・・・・・・・ 1

日程第3 議案第32号 令和5年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）・・・・・・・・ 11

日程第4 議案第33号 令和5年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）・・・・ 13

日程第5 議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例・・・・ 13

日程第6 議案第35号 葛巻町町税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 14

日程第7 議案第36号 町立コミュニティセンター等条例の一部を改正する条例・・・・ 15

日程第8 議案第37号 葛巻町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う
関係条例の整備に関する条例・・・・・・・・ 18

日程第9 議案第38号 農業集落排水施設条例の全部を改正する条例・・・・ 19

日程第10 議案第39号 町整備型浄化槽設置条例の全部を改正する条例・・・・ 19

日程第11 議案第40号 五日市保育園整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求める
ことについて・・・・・・・・ 20

日程第12 議案第41号 財産の取得に関し議決を求めることについて・・・・ 23

日程第13 同意第4号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて・・・・ 24

日程第14 同意第5号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて・・・・ 24

令和5年葛巻町議会12月定例会議 会議録（第2号）輝くふるさと常任委員会

告示年月日	令和5年11月23日（木）					
再開年月日	令和5年12月1日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和5年12月4日（月） 開議10時00分 散会11時34分					
委員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	委員氏名	出席の有無	議席番号	委員氏名	出席の有無
	1	下屋敷 幸男	○	6	鈴木 満	○
	2	遠藤 裕樹	○	7		
	3	近藤 聖	○	8	辰柳 敬一	○
	4	山崎 邦廣	○	9	姉帯 春治	○
	5	柴田 勇雄	○	10	高宮 一明	-
会議録署名委員	2番	遠藤 裕樹		5番	柴田 勇雄	
会議の書記	議会事務局長	松尾 さゆり		議会事務局長補佐	金子 桂子	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	建設水道課長	和野 康弘
	副町長	觸澤 義美	教育委員会教育次長 兼こども教育課長	石角 則行
	教育長	鹿崎 良宏	まなび交流課長	大久保 栄作
	政策秘書課長	波紫 徳彰	病院事務局長	大石 和人
	総務課長	松浦 利明		
	いらっしやい葛巻推進課長	主濱 隆志		
	会計管理者兼 住民会計課長	坂待 典子		
健康福祉課長	触沢 誉			
農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	服部 隆行			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会議の経過	別紙のとおり			

(開会時刻 10時00分)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

朝の挨拶をします。おはようございます。

これから輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は8名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおります。

これから本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長から、遠藤裕樹委員及び柴田勇雄委員を指名します。

次に、議案審査に入ります。質疑、答弁とも簡潔、明快をお願いします。また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑願います。

初めに、日程第2、議案第31号、令和5年度葛巻町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。
近藤委員。

近藤聖委員

よろしくをお願いします。先日説明をいただいたのですが、ちょっと分からない部分があったので、お聞きします。12ページ、総務費、6目企画費の企画管理経費、18番、広域生活路線維持事業費のことなんですけども、地域バスについてとい

う説明をいただきましたが、これは町単独事業ということですが、年度当初予算になかったものかと思います。先日の説明では分からない部分ありましたので、いきさつ、内容等を含め、もう少し具体的にご説明をお願いします。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

政策秘書課長。

政策秘書課長 (波紫徳彰君)

ご質問にお答えいたします。こちらの広域生活路線維持事業費のほうでございますが、葛巻、二戸間を運行するJRバス小鳥谷線の運行に係る運行経費から車賃収入を除いた欠損額について、沿線市町であります当町と二戸市、七戸町でそれぞれ補助するものでございます。この路線は、昨年度までは補助対象外路線とされていたところでございますが、今年6月に開催された岩手県生活交通対策協議会において、新たに県の補助対象路線として認定されたものでございます。

なお、費用負担につきましては、補助金の上限額が450万円となっております、それぞれの市町では運行距離で案分をするというような内容となっております。当町の負担につきましては、48.6%相当となるものでありまして、町がJRバスに交付した補助金の2分の1は、県から町に補助金が交付されるというような内容となるものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

分かりました。ありがとうございます。

もう一点お願いします。同じく12ページ、その下ですけれども、同じく総務費の企画費の地域情報化推進事業費、その他委託料ですが、先日の説明では光ファイバー、安孫線の工事ということで説明をいただきました。これは、新しい設備を設置するのでしょうか、それとも何か故障等の修理をするのでしょうか、お伺いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（波紫徳彰君）

お答えさせていただきます。町の光ファイバーにつきましては、そのほとんどが電力柱やNTT柱を借りて架設しております。これらの電柱が工事などにより支障移転が行われますと、町の光ファイバーも影響が生じるというようなものとなっております。今回安孫・平糠線の道路工事、道路改良で道路が切り替わるんですが、道路沿いにあった電柱が建て替えされることに伴いまして、町の光ファイバーも同じように新しいほうの柱に架け替えるというような作業が出てきますので、それらに係る工事費となっております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

分かりました。この前の説明で東北電力が関係するという説明もありましたけども、内容をもう少し詳しくご説明ください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（波紫徳彰君）

東北電力からの案件につきましては、先般9月ですが、繫地区で東北電力の電線がショートしまして、電線が燃え落ちたというような状況の事故がありまして、その電線の下を走っていました町の光ファイバーにもケーブルが溶け落ちるといったような影響が出たことに伴いまして、東北電力さんからその工事費を支払っていただくというのと併せて復旧工事の費用を予算計上しているというようなものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。遠藤委員。

遠藤裕樹委員

1点質問させていただきます。17ページ、価格高騰重点支援給付金について伺います。これ地方交付税で7,790万ほどついておりますが、これに

については低所得者向け、町民税非課税家庭について1世帯7万円の給付というご説明がございました。町内では対象世帯数はいかほどで、そしていつ頃給付になるか。情報によると、年内給付はかなり厳しいという情報もありますけれども、その辺の体制、どのような形で行うところであるか、その辺伺いたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（触沢誉君）

お答えいたします。まず、こちらの対象世帯ということでございますが、基準日が12月1日でございます。12月1日現在で当町に住所のある住民税非課税世帯ということとなっております。

そしてまた、いつ頃給付になるかということでございます。こちらにつきましては、かなりスケジュール的にはタイトでございます。よって、手続的なものを非常に簡素化して、何とか年内給付に努めてまいりたいと、このように考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

遠藤委員。

遠藤裕樹委員

ありがとうございます。迅速な対応をいただき、できるだけ年内給付を目指していただきたいと思っております。

また、物価高騰における影響がある家庭は、非課税家庭以外にもたくさんの家庭が物価高で苦しんでおると思いますが、それについての対策等、もしございましたらお伺いしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。今回の低所得者に対する給付金でございますが、今説明したとおりでございますけれども、これ以外にということでございますが、今町のほうといたしましては、こういう物価の上昇に伴っての影響度ということで、町民の方々も広く影響を受けているという状況もあるわけですので、そういう点等々も含めながら今検討をしているところであります。いずれこれにつきましては、商工会等々にも波及効果の上がるような、そういう内容で今検討はしているところであります。早急に取りまとめて、新たに補正等で提案しながら対策を進めてまいりたいと、このように思っているところであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

ただいまの遠藤委員の質疑に関連いたしまして、お伺いをいたしたいと思います。この重点支援給付金は、8ページで地方創生臨時交付金で交付され、それで17ページで価格高騰重点支援給付金のここに充当になっているわけでございます。このほかに別な事業も考えているというふうなことでございますが、国の補正予算での措置というふうなことだろうと思っておりますが、低所得者の分については今回このように予算化になっております。そのほかに国の補正予算の中身を見てみますと、低所得の世帯支給枠というのが現在こちらのほうに、17ページに記載になっているものではないのかなと思っております。

それで、あともう一つには、推奨事業のメニューというのが打ち出されているようでございまして、この推奨事業のメニューでは生活者支援、事業者支援というふうに2つになっておりまして、これらの総額が1兆6,000億円というふうな感じになっておりますが、推奨事業のメニューは5,000億円というふうな国の交付金のようにあります。こういったようなことで、この推奨事業メニューにつきましては、先ほど副町長が少し触れておりましたけれども、人口とか財政力等を基礎として都道府県、市町村に交付するというような中身のようでございますが、もう少し具体的に、こういったような交付金が出てまいりますと、早急にこの支援対策をやらなきゃならないという

ふうなことでございまして、のんきにはしてられない推奨事業ではないのかなと。この生活者支援あるいは事業者支援について、どのような対応、そしてまたいつぐらいまでにこういったような推奨メニューが出てくるのかお聞かせいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

ただいまの質問にお答え申し上げます。まず、国の補正の概要でございまして、先ほど委員おっしゃるとおり、臨時交付金といたしまして1兆5,500億円ほどが計上されているものでありまして、その内容は低所得世帯の支援といたしまして1兆500億円、その中でまた推奨事業のメニュー分といたしまして5,000億円ということになっているものであります。そういう中で、今回国が直接支払う部分といたしまして、低所得者への7万円の給付に係る予算措置を今回いたしまして、既に100世帯分の7,700万を計上しているものであります。

このほかに推奨事業のメニューといたしまして、うちのほうに、町に交付される額は2,900万ほどになっているものであります。これにつきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というようなことでありますが、国の補正予算の成立が11月29日であったところでありましての

で、今回の12月補正への事業計上には間に合わなかったところでもあります。

一方で、本交付金は物価高騰によりまして、まさにお話にありますように苦しんでいる生活者、あるいは事業者を支援するということの趣旨の目的があるものでありまして、これらに鑑みまして、なるべく早い時期に対応策を講じて、少しでも早く支援の効果が発現できるように進めてまいりたいと、このように考えております。

町では、国の補正予算の成立を待ちまして、経済対策等々、住民の支援として実施する必要があると考えられる事業等に、あらかじめ各課に通知をしまして検討してきているところでありますが、まず1つには生活に関わる支援というようなことで、先ほどもお話し申し上げましたようなところを整理いたしまして、地域の経済の効果にも結びつくような事業として今事業を取りまとめてまいりたいと、このように考えているものであります。したがって、今回の一般会計補正予算の第4号とは別に予算措置を議会のほうにも諮りながら進めてまいりたいと、このように考えているものであります。

いずれそのほかにも今物価上昇、あるいは粗飼料の高騰の影響も受けている畜産酪農家等もあるわけでありまして。そういう中に併せて熊あるいはイノシシの被害も大きく、飼料畑も被害を受けているという状況にありますので、こういったふうなもの等も含めて対策を早期に検討してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理

解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

中身については大体は分かりましたけれども、特に生活者支援の関係では消費下支え等を通じた生活者支援が入っているわけでございます。こういったような部分では、今回はこの低所得者に対する7万円だけはもう予算措置になっておりますけれども、生活者支援はどなたも物価等の高騰によりそれなりの出費が重なっているわけでございますが、この生活者支援、このようなところにもぜひ厚い生活者支援の施策を盛り込むべきだというふうに私は考えております。この点はいかがなものか、一つとしてお伺いをいたしたいと思っておりますし、もう一つには事業者支援という項目があるわけでございますが、ここで農林業における物価高騰対策支援というの也被含されているようでございます。割当てが2,900万ですので、限度額等もあるかとは思いますが、配合飼料等の高騰、そういったようなものの支援とか、電気料金の高騰、そういったようなものをやらなければならない事業がたくさんあるような感じがしておりますし、また自治会等の負担緩和なども入っているようでございます。国からの2,900万円の事業費のみならず、こういったように生活が苦しいときにこそ、今のこの基金等を活用した、

拡充した形での生活者支援をぜひやるべきではないのかなと、また事業者支援をやるべきではないのかなと、このように私は考えております。

それで、推奨事業の割当額の2,900万円のみならず、この基金等を活用した、上乘せをしたこういったような対策がぜひ必要と思いますけども、そういったような考えはないのかどうか。というよりは、やるべきだというふうなことを申し上げたいわけです。その考えについてお伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

ただいまの質問にお答えいたします。先ほども申し上げたところでありますが、今回の経済対策が国会のほうで様々、国のほうで今回の臨時国会に提案する内容等々につきましても、ある程度の方向性といえますか、そういう部分等も踏まえながらであります、先ほど申し上げましたように、各課にそういう内容を、今おっしゃったような内容を指示いたしまして、いろいろ内容としても出てきておりますし、そういったふうな内容、あるいは町長からありますが、先ほどお話ありましたような酪農畜産も含めて、一般の生活者も含めて、その辺の対策を今回の国の臨時交付金、併せて町の単独事業も含めてそういう対策を進めるようにという指示も受けておりますし、そう

いう中での先ほど申し上げました内容で、今こういう状況で進めているということを申し上げたものであります。現段階で、これこれという具体的に申し上げる段階では今のところまだ、もう少し詰めなければならない部分がありますので、そういう中では今回これこれというふうに申し上げることはできませんが、近々そういう内容を整理いたしまして、議会のほうにも諮って補正予算を計上し、そういう対策をしっかりと進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。つまり町単でもこういったような事業に上乘せもしたい考えがあるというふうなことで理解してよろしゅうございますか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

そのとおりであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回この補正予算に出ております人件費的な考え方等についてお伺いをいたしたいと思えます。条例では、次の給与改定の部分では一部改正が出てまいりますが、予算案として最初に審議されますので、こちらのほうからちょっとお伺いをいたしたいと思えます。

最初に、人件費の部分でございますが、給料とか給与費とか人件費、非常に似たような、そしてまた関連がある、一般的に給料、給与費、人件費というふうな、関連づけたような用語になっておりますが、町民の皆さん方にも直接関わってまいる事項でございます。義務的な経費で硬直化する人件費等でございますが、この給料、給与費、人件費、こういったような用語でございますが、どのような違いがあるのか。議会の立場でございますので、町民の皆様方にも分かりやすいような用語解説、どのような形での分け方となっているのか、お聞かせをいただきたいと思えます。よく分かりやすい方法とすれば、事項別明細書の区分でご説明をいただければ非常に分かりやすいような感じがしておりますので、その点も踏まえた上で、ぜひこういったような分かりやすい中身についてお伺いをいたしたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（波紫徳彰君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思えます。まず、給料につきましては、それぞれの職員に支払われる月額月給と言われる部分になります。給与費につきましては、その月額月給に合わせて、各種手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当などといった手当が含まれたものが給与費となります。さらに人件費につきましては、給与費、先ほどの給与月額や各種手当に、町として負担しております共済費などの経費が含まれたものが人件費というような取扱いになるというようなものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

何かの機会に、予算説明書なんか出しております、そういったような部分でこういったような用語はよく出てくる用語でございますので、説明書配付の際にもこういったようなところもぜひ説明に加えて、町民に分かりやすい説明書にしていただければ大変ありがたいというふうに思えますので、よろしくお伺いをいたしたいなど、このように思っております。

それから、ここの給与明細書の中で、32ページ、34ページの関連でお伺いをいたしますが、この給与明細書の中では給料表の改定率というのが出てきていますので、先ほどの給料、給与費というふうなことで、あえてお聞かせをさせていただきま

したけども、今回の給料表は改定率で平均 1.1% というふうになっております。通常でしたら、1.1%改定になりますと、予算もこの給料が 1.1% 上乘せしたものが、この明細書の中での 34 ページのほうで区分しておりますので、分かるような感じがします。ここで明細書を見てみますと、503 万 1,000 円の増になっておりますが、そこで異動分で 1,196 万 4,000 円、昇給分で 42 万 7,000 円、トータルの給料分でマイナスの 650 万 6,000 円になっているわけですが、そうしますと今回給与改定率上積みになりましても、異動等の分でトータルではマイナスになりますよという説明を受けているわけです。こういったような部分では、当初予算との計上の仕方でのようになってくるんじゃないのかなと、このように思っております。

それで、当初予算を計上する場合の積算は、現在いる方々の部分での積算やっているから、退職すれば高給の職員の方が退職して、あと新採用の方が入ってくれば当然安くなってきますので、このような結果になるのかなと。単純に考えますと、同一人の方がこの予算に表れれば、当然マイナスにならなくてプラスになってくるというふうに私は理解しているんですが、そこでは異動の関係でこのようになっているんですが、当初予算の計上をする際にはどのような積算で積み上げになっているのか、その内容についてお知らせをいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（波紫徳彰君）

質問にお答えさせていただきたいと思っております。

当初予算の積算につきまして、当初予算の要求時期というのが 11 月になってございますので、11 月時点で翌年度見込まれる職員数に基づいて積算をするというような形になっております。ですので、11 月時点で見込まれる新規採用職員、あと年度末の退職者数等を踏まえまして積算するというような形になっております。

今回増減で 1,196 万 4,000 円ほど減になっているというのは、当初予算編成が終わった後に中途退職が実際年度末に出てきたというようなことがありましたので、もうその時点で当初予算が確定されておりますので、落とすということができませんでしたので、今回人事院勧告の調整と合わせまして減額しているというような内容となるものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりやすく解説していただきました。よく分かりました。ありがとうございました。

もう一点だけお伺いをいたしたいと思っております。

行政職の一般職でございますが、現在最高号給者

の person 費、給料じゃなくて person 費と初任給の高卒、大卒、年間の person 費はどのぐらいになるのか、計算しておられたらお知らせをいただきたいと思います。最高号給者の person 費、先ほど説明していただいたようにそういったような合計額と、そうしますと年間どのぐらい最高号給者の場合は person 費としてかかっていますよと、それから初任給で高卒、大卒の場合には年間の person 費はこのぐらいかかっていますというふうなところをお聞きいたしたいと思います。よろしくお願ひします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（波紫徳彰君）

ただいまの質問にお答えさせていただきたいと思ひます。今現時点で細かい数字というのは、ちょっと押さえてはございませんが、最高号給者で想定される金額としましては、恐らく 750 万ぐらいの person 費になるかと思われまひます。高卒の新採用者につきましては、300 万に欠けるぐらいの金額になるかと思われまひます。大卒者の場合ですと、320 万ぐらいのあたりの金額になるかと思われまひます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。ありがとうございました。

次に、一番最終ページ、36 ページ、地方債が出ておひまして、この地方債を見てみますと、令和 5 年度末の見込額で 120 億というふうな形になっておひます。それで、この 120 億を区分でちょっと分析させていただきまひました。そうしますと、一番左側の普通債で 34 億 6,600 万ほどあるわけですが、これが大体 29%に相当します。それから、2 番目の災害復旧費で 1.5%ぐらい、3 番目のその他、一番このその他が多いわけですが、83 億 5,000 万あるわけでございますが、これが大体 70%ぐらいの 5 年度末の見込額になっておひます。それを合わせて 120 億というふうなことで、大変多額な地方債、借金だなというふうなことが分かってくるわけですが、ただ、今普通債、復旧債、その他、これを分けてみますと、120 億の中での一番比重を占めるその他の部分で 83 億 5,000 万が 70%でございますので、これらの災害復旧債も額は少ないわけでございますけれども、その他の部分については、ほとんどというよりは全部 5 年度の普通交付税に算定される額ではないのかなと思ひておひます。

そうしますと、一番最後の普通交付税に算定になってくる。ここに 1 番、辺地対策事業から 6 番目の臨時財政対策債まであるわけでございますが、これらが多分普通交付税に算定になってくるものと思ひておひますけれども、それぞれのその他の部分の今年度の交付税に関わる充当率、どのよ

うな形で考えればいいのかお知らせをいただきたいと思いますので、そうしますと83億5,000万の中で、実質的に本当に町のほうで借金額がどのくらいあるかというのが分かるのじゃないのかなと思いますが、この内容についてちょっと解説をお願いいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、お答えいたします。起債の現在高からのお話でありまして、全体としては120億、その中でその他のところが83億になっていると。そういう中で、どの程度が交付税に算入されるかということですが、その中で辺地債の分については4億4,000万のうちの80%でありますし、それから過疎債の部分については70%でございます。そのほか大きいところを申し上げますが、臨時財政対策債は100充当ということになっておりますので、全体としてはおおむね80%程度がこの中で交付税に、83億の80%程度が交付税に算定していただける額であろうと、このようにも思っておるところであります。いずれ全体としての額はおっしゃるとおりであります。そういう中で有利な起債を導入しながら事業を進めているというご理解も賜りたいと、このように思います。よろしくどうぞお願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

中身については分かりました。これについても、分かっている方は分かっているかと思っておりますが、120億満額を額面に受けては、物すごく借金をしているなというふうな思いをしている方も中にはありますので、これについても予算説明書などを発行する際に、ぜひこうといったような形で地方債発行、起債をしていますよという、何か一言付け加えていただいて、80%ですと83億の中で物すごく高い比率を占めていきますと、普通債が実質的な、プラスその他の分を20%プラスすれば分かりやすい数字になってきますので、そういったような新たな財政の見方も町民の方にもぜひお知らせをしていただいて、この財政の見方を分かっていたらというふうな形での質疑をさせていただきましたので、そのご配慮をよろしくお願ひしたいということでございますが、いかがでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。ただいまのご質問ですが、そういう起債残高等々においても、住民に分かりやすくということでございます。それで、

今後も、町民向けの予算書等を毎年発行しておりますので、その際にこの内容等が十分に町民の方々にもご理解できるように、そういう面での注釈といいますか、説明文もしっかりそろえて、町民向けの予算等についても作成してまいりたいと、このように思いますし、先ほどの給与、あるいは人件費等々につきましても、同じように総括的に、町民向け予算書等々においても整理をしながら、その辺の理解が深まるように努めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第31号、令和5年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第31号、令和5年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第32号、令和5年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。
山崎委員。

山崎邦廣委員

7ページをお願いいたします。6款2項1目財政調整基金繰入金であります。補正額は1,000万円。国保制度につきましては、平成30年4月から見直しとなりまして、県につきましても国民健康保険の保険者、財政運営の責任主体となりましたが、まず1点目でございます。今回の補正、今年度最後の繰入れとなるのか、まずお伺いをいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子君）

ただいまの質問にお答えします。今回の財政調整基金の取崩し額ですけれども、国保税の減額のほうに伴っての繰入れとなりますので、大体徴収税率と徴収率とを見て勘案した結果、これくらいはちょっと不足するかなということで、今回最終の繰入れと仮定しております。よろしくお願います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

ありがとうございます。

もう一点でございます。繰入金、一部関連はいたしますけども、今後国保の税率、変わってくるかと思えます。この税率、今後どのような考え方で進むのかをお伺いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子君）

ただいまの質問にお答えしたいと思います。現在国、県の状況、特に県で策定を進めています第3期の国保運営方針の中で、保険税水準の統一に向けたものがありまして、そちらの動向を見ながら当町の税率改正のほうも検討を進めている状況でございます。県の方針案の中では、将来的には県内において同じ所得水準、世帯構成であれば同じ保険水準とする完全統一のほうを目指しておりまして、その前段階として賦課方式を3方式にするとか、あと納付金ベースのほうを統一する、そのような方針のほうを検討している状況でございます。

町としても今法定外繰入金が削減しておりますので、それに伴う財源不足等ございますので、このような国、県の状況等を踏まえて、いろいろな率でシミュレーション等をしておりますので、

今後具体的に個々のケース等においても影響等を考慮しながら進めていく予定でございます。ご理解のほうをよろしくお願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第32号、令和5年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第32号、令和5年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第33号、令和5年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 33 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 33 号、令和 5 年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 33 号、令和 5 年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 5、議案第 34 号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

1 点だけお伺いをいたしたいと思います。給与を比較する際にラスパイレス指数というのが使われているわけですが、現在の直近のラスパイレス指数、当町の場合どのぐらいになっているのか。また、ラスパイレス指数とは何かというふうな疑問の方もあるかと思っておりますので、このラスパイレス指数の意味というような形でもお答えをいただきたいと思います。

そしてまた、現在町のラスパイレス指数が、県内 19 町村あるそうでございますが、大体どのぐらいのランクになっているのかお知らせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

政策秘書課長。

政策秘書課長(波紫徳彰君)

ご質問にお答えいたします。まず、ラスパイレス指数でございますが、直近のものでございます、令和 4 年度の指数ですが、96.3 となるものでございます。

また、ラスパイレス指数とはということでございますが、国家公務員の行政職の俸給月額を 100 とした場合の地方公務員、一般行政職の給与の水準を比較するものでございます。こちらは、職員構成を学歴別、経験年数別に区分し、地方公共団体職員構成が国の職員構成と同一として算出するものであり、地方公務員の家庭給料総額を国の実俸給総額で除している加重平均となる数値でございます。

続きまして、令和 4 年度における当町のラスパイレス指数の順位でございますが、19 町村中、当町は 8 番となっているものでございます。

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

ほかに。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 34 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 34 号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 34 号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで 11 時まで休憩いたします。

(休憩時刻 10 時 50 分)

(再開時刻 11 時 00 分)

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、日程第 6、議案第 35 号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 35 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 35 号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 35 号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7、議案第 36 号、町立コミュニティセンター等条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。
柴田委員。

柴田勇雄委員

1 点だけお伺いをいたします。冬部のコミュニティセンターの改正条例なわけですが、現在の冬部コミュニティセンターの進捗状況について、そして施行日に十分間に合うのかどうか、見通しについてお伺いをいたしたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

総務課長。

総務課長(松浦利明君)

お答え申し上げます。今建設中でありまして、屋根はかかっておりまして、まだ内装には入っていないのかなという状況でございます。今後冬期間の工事になりますが、外構を含めて3月中には終わって、4月1日には間に合うように工事を進めたいということで進めているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。内装はまだというふうな、これからというふうなことです。できる限り厳冬期を避けるような、こういったような工事の在り方、そういったようなものが考えられないのかどうか。やはり厳冬期の工事、完成した暁には、あまりいい工事としてはなかなか面倒なところがあるのではないのかなと思っておりますが、こういったような箱物等については、極力暖かいうちにやっておくべきではないのかなと思っておりますが、その考え方について伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

お答え申し上げます。入札になりますので、4

月から進めてまいりまして、極力早くという状況の中で工事を進めるわけでありまして、そういった状況での工事になるということをご理解していただきたいと思うんですが、発注者側とすれば、基礎工事及び屋根工事については秋のうちに終わりたいというようなことで進めているところでございまして、それらが終わって内装とか内側のほうの工事については、冬期にかかってもやむを得ないかなというところで調整しているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

このコミュニティセンターにかかわらず、全て土木工事等につきましても、やはり冬場にかからないような工事が、私はいいい工事が、事業がなされるのではないのかなという視点からこの質疑をしているものでございますので、町全体のこういったような工事については、早期発注というふうな形での視点が大事ではないのかなと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

公共工事につきましては、適切な時期に、計画的に進めるというところで進めているところでございます。ただ、いろんな考え方がありまして、今その時期を、同じ時期に工事が集中しないように工事を平準化するという考え方もございますので、そういったところを含めながら工事の発注をしているというような状況でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

考え方がいろいろあると思いますけども、原則はやはり早期発注して、時期のいいときにやるのが基本的な考え方ではないのかなと。いろいろなそれは考えがあるでしょう。それは、発注側が言うことじゃなくて、そういうふうな基本姿勢がなければ、こういうふうな感じになってくるんじゃないのかなと。その辺どのような考えでしょうか。もう一度お答えいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

まず、工事につきましては、4月から設計はじめ、急いで年内、あるいは冬期間にかからないように、それはそれで努力しているところでございます。先ほど申し上げた平準化というのは、冬期

にかかった場合は、例えば県のほうで全体でそのような入札制度の協議会があって、各市町村に指導をしているような部分があるんですけども、平準化については無理やり行うんじゃなくて、繰越し等を利用したり、あるいはいろんな債務負担を利用したり、そういったことが県のほうでは市町村に対して言われるわけですが、我々市町村の立場からすると町民の施設でございますので、できるだけ早く工事をしてまいりたいという状況の中で進めていることでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

ただいまの質問に私からもお答えさせていただきます。それぞれの事業、道路整備事業、あるいは今のようにセンター等の整備事業等があるわけではありますが、そういう中で前期といいますのは9月末の時点での、そういう事業の確認も課長等とさせていただいておるところであります。それは、当初において年間計画をしっかりと、今おっしゃいますようにそういう時期を当然のことながら視野に入れながら、1年間のスケジュールをしっかりと立てまして、その確認もさせていただいたり、中間で確認、あるいは3か月、そういう形の中での執行状況を確認もさせていただいているところであります。

そういう中で、今道路の関係であります、これらにつきましては今回の11月等々で発注が全て進んでいるという状況にあるものであります。それから、今のような建設工事等々の関係につきましては、中にはどうしても発注してから資材の調達等々において、現在はやはり遅れるといたしますか、そういう遅れているような状況もございますので、そういう面では少し計画どおりなかなか難しいというような状況も多々あるものであります。いずれ基本は、町内といたしますか、葛巻の12月あるいは1月以降、大変厳しい状況に入るわけでありまして、そういう状況等については工事等々においても影響のないように、いろいろな対策も講じながらでありますけれども、進めざるを得ない部分も中にはありますが、いずれおっしゃいますように時期をしっかりと考えながら、施工等の管理、あるいは発注等をしっかりと進めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第36号、町立コミュニティセンター等条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第36号、町立コミュニティセンター等条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第37号、葛巻町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

山崎委員。

山崎邦廣委員

議案集の27ページをお願いいたします。議案の資料につきましては5ページでございます。資料のほうでお伺いいたします。今回の条例改正、公営企業会計に移行することの改正でございますが、これで上下水道ともに公営企業会計に移行ということになる、そのことによりまして町の関係部局の改編も含まれておるということでございます。それで、今回の条例の改正に至った経緯であります。その詳細をお伺いをいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（ 觸澤義美君 ）

今回の改正に伴っての内容であります。町の業務の関係でありますけれども、課の設置条例の一部を改正しているという趣旨のところから少しお話しさせていただきますが、水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴いまして、これまでの建設水道課で所掌していた水道施設に関する事項、それから農業集落排水施設及び生活排水処理施設に関する事項を削除することになりますので、そういう中で水道事業への移管をするものであります。水道業務をそういう移管するということになるものであります。

そういう中で、その経緯ということですが、2つの点を検討したものであります。1つは、現在の措置体制において、建設水道課内に地域整備室及び水道事業所を設置しておるところであります。考え方の1点といたしましては、来年度以降、法適化後であります。建設水道課内においては地域整備室1つに移行していくということになるものであります。課と室名との統一性というものもひとつ検討させていただいたというのが1点であります。

それから、2点目といたしましては、建設水道課において所掌している事項のうち、水道部門が除かれることから、業務目的を検討いたしまして、課名から水道を除き、建設課ということも併せて検討したものであります。行政としての担うべき目的に基づく名称のほうがよりふさわしいという検討結果を踏まえまして、新たな名前を

地域整備課としたものであります。ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（ 鈴木満君 ）

ほかに。

（ 「なし」 の声あり ）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

異議なしと認めます。

これから議案第 37 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 37 号、葛巻町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 賛成者起立 ）

起立全員です。したがって、議案第 37 号、葛巻町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9、議案第 38 号、農業集落排水施設条例の全部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 38 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 38 号、農業集落排水施設条例の全部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 38 号、農業集落排水施設条例の全部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10、議案第 39 号、町整備型浄化槽設置条例の全部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 39 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 39 号、町整備型浄化槽設置条例の全部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 39 号、町整

備型浄化槽設置条例の全部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11、議案第 40 号、五日市保育園整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

工事額の変更でございますが、もう少し詳しく工事内容についてお知らせをいただきたいと思っています。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

こども教育課長。

こども教育課長 (石角則行君)

ただいまのご質問、詳しい内容についてということについてお答えいたします。説明でも申し上げましたとおり、本工事の追加ということで、変更契約の内容ですが、大きな部分として隣接する小学校の駐車場の未舗装部分の外構アスファルトの拡張と車止めの設置ということであります。

2点目として、隣接民有地がありまして、そちらの境界に園児の安全対策としてネットフェンスの設置及び屋外遊具の設置ということで、ブランコ2基、砂場、こちらの設置があります。そのほかに、工事の途中で消防点検等で指摘のありました屋外灯油タンクの防油堤の設置、これは義務

ではなかったんですが、つけたほうが良いということで、それに伴うタンクの変更等が主な内容であります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。過日、議会の常任委員会でもここを視察させていただいた経緯がございます。あのときに、議会のほうからもいろいろ注文みたいな、改善点についてお話があったと思いますが、それらについてはどのように反映されているのかお伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

こども教育課長。

こども教育課長（石角則行君）

先般の議会の視察は、大変ありがとうございました。様々ご意見をいただいたものは、工事の担当課、うちのほうで共有してまいりまして、以前から補正予算の部分で、工事進捗につきまして不足する部分、あるいは変更指摘があった部分等を調整をしてまいった中で、議員さん等からご質問のありました、例えば遊具はということに関しても、当初でつける予定ではあったんですが、これ予算の都合上来年度にということですが、今回工事を進捗する中で、工事期間内にやったほうが効

果的で費用効果も図れるということから、追加工事としてやった部分であります。

また、フェンス等につきましても、全体を囲うということに関してちょっと一部の議員さんからご意見があったんですが、町の中での園の運営につきましてはそのようにやっているところはないと。ただ、グラウンドの中に今回新たに設置することで、そのぎりぎりまで未満児、いわゆる小さい子を保護者が連れていくのに、ぎりぎりまで駐車をして園に入るということから鑑みますと、やはり今では間違っって車が突っ込むというような踏み間違いでの事故とか、そういうふうなのをしっかりと防御しなきゃならないということから、車止めのフェンスを少し多めにということで、4基ですけれども、グラウンドのほうまで延ばしてつけるといった部分。あとは、フェンスにつきましても、民地の部分で、そちらはフェンスが張られていないといったことから、園児が危険にさらされないようにということで、ない部分に関しては設置するといったことでやった部分であります。

また、未舗装の道路の部分ということもちょっとあったんですが、そちらの部分も当初検討はしておったんですが、通用口ということで検討はしたんですが、今回の部分では、道路部分になりますと雨水等を流す排水路が本来必要になってきますし、その部分をやるには、今回の工事期間では時間と多額の費用を要するということから、今回の部分には反映はさせず、今後検討は必要だな

ということでは考えておるものでございます。

以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。一部残ったこともあるというようなお話ですが、やはり新設の場合には併せて工事しなければ、後というのはなかなか大変ですので、ぜひ新設、新しい待ちに待った保育園の工事でございますから、ああいうふうな場できちっと指摘いただいた事項については、こういったような部分で網羅していけば、いい保育園の整備になるのではないのかなと思っております。そうしますと、ただ見ただけというふうな、議会のことにもなりますので、そういったようなところももう少し吟味した対応が私は必要ではないのかなと思えます。せっかく造って、待ちに待った保育園の園舎でございますので、議会のほうのご指摘があったような部分については、十分そのようなことも頭に入れたような補正対応も必要ではないのかなと。これからやるんですか、やらないんですか。もう一度お答えいただきたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

こども教育課長。

こども教育課長（石角則行君）

先ほども申し上げましたとおり、ご指摘があった部分は上層部にも報告いたしまして、このようなご指摘があったということは共有しておるものであります。検討の部分につきまして、今年度の補正での追加契約についてはちょっとないんですが、次にそのようなご指摘があったということと利便性、あるいはそちらの道路をどのように活用するかということは、小学校と保育園の通路部分が2か所になるということから、安全対策としてどのような通路の入り方がいいかというのも現在調整している段階ですので、それと合わせながら、必要に応じてやはり対策を、利便性を高めるということでやっていかなければならないなというところでありますので、現在の段階では検討するというところでしかお答えできませんので、ご理解を賜りたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

くどく申し上げて申し訳ないような感じがしますが、やはり常任委員会、それも全員が出席しての視察でございます。そういったような声が反映されていないのは、非常に私は残念に思えます。組織挙げて議会の視察をしているわけです。そういうふうなことが見落とされ、簡単にこういうふうな補正出てきたような部分で見落とされているという。何のために議会の視察があるんで

すか。我々も、もう少しこういったような視察の在り方についても検討いたしますけれども、町当局、教育委員会当局としても、こういったような部分については、十分内容を検討した上で対処いたいただきたいものだなと、教育長の答弁を求めます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育長。

教育長（鹿崎良宏君）

ただいまの柴田委員からの質問にお答えいたします。ただいまこども教育課長からも話があったところなんです、議員の皆様にも全員参観いただいた視察の中でのご指摘いただいた点について、特に未舗装部分の通路について、これについては利便性も含めて、今後十分に検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第40号、五日市保育園整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第40号、五日市保育園整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第41号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

姉帯委員。

姉帯春治委員

これを見ますと、県外越えての業者なようでございますけれども、なぜ県外へ越えて相手方がこういうふうになったのだから。そしてまた、どのような移動図書館の設置になっているのか、専門業者なのだから、その内容についてお願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

まなび交流課長。

まなび交流課長（大久保栄作君）

ただいまのご質問にお答えします。業者の選定ということで、今回県外になっているものでございますが、移動図書館車というのは非常に特殊な

車両でございまして、既存のバスを改造して、それを図書館車にするといったものでございまして、こういったものを取り扱っている県内業者がないということで、県外のバス改造を行っている移動図書館車も改造する業者をお願いしたといったものでございます。

あと、移動図書館車の内容等につきましては、資料等にもございますが、積載冊数は1,800冊となっているものでございまして、町内約四十数か所を巡回して図書の貸出しを行うといったものでございます。よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第41号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第41号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、同意第4号、監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないようご注意願います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから同意第4号を採決します。この採決は起立によって行います。同意第4号、監査委員の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、同意第4号、監査委員の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、日程第14、同意第5号、監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないようご注意願います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、採決に入りたい

いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

これから同意第5号を採決します。この採決は起立によって行います。同意第5号、監査委員の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、同意第5号、監査委員の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

以上で本日の審査日程は全て終了し、本委員会に付託された事件は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

輝くふるさと常任委員会を閉会します。ご苦労さまでした。

(閉会時刻 11時34分)